

(大分海区漁業調整委員会 宝石さんごの採捕禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百十条第一項の規定により、大分海区における宝石さんごの採捕を禁止する。ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

令和三年十二月二十四日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野

眞

一

(定義)

一 この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モモイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

(禁止区域)

二 大分県海域

(承認の対象者)

三 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

(承認証の交付)

四 大分海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

(承認証の携帯義務)

五 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければならない。

(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)

六 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

(承認の取消し)

七 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(譲渡又は販売の禁止)

八 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごの譲渡又は販売をしてはならない。

(意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止)

九 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

(採捕報告書の提出)

十 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

(取扱要領)

十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

(指示の有効期間)

十二 この指示の有効期間は、令和四年一月一日から同年十二月三十一日までとする。